

### ○北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成16年12月10日

告示第61号

改正 平成17年12月1日告示第69号

平成18年3月10日告示第14号

平成20年3月28日告示第21号

平成21年11月19日告示第99号

平成30年3月30日告示第51号

(目的)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく北杜市老人福祉計画（以下「老人福祉計画」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく北杜市介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の策定にあたり、関係者の意見を求め、円滑に事業を進めるために北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事項について協議・検討し、市長に意見具申するものとする。

- (1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの適正な運営に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、17人以内とし、関係行政機関、保健、医療、福祉関係の代表者及び被保険者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 策定委員会に会長、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会長は、策定委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、介護支援課及び福祉課で行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

(小淵沢町の編入に伴う経過措置)

- 2 小淵沢町の編入の前日に、小淵沢町介護保険運営協議会規則（平成12年小淵沢町規則第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年12月1日告示第69号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月10日告示第14号）

この告示は、平成18年3月15日から施行する。

附 則（平成20年3月28日告示第21号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月19日告示第99号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第51号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。